

鈴鹿市公告第 5 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに鈴鹿市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 2 2 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 都市計画の種類

鈴鹿都市計画地区計画

2 都市計画の名称

国府第 1 地区地区計画

岸岡地区地区計画

3 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する。

4 都市計画の案の縦覧場所

鈴鹿市都市整備部都市計画課

5 縦覧期間

令和 7 年 9 月 2 2 日から同年 1 0 月 6 日まで